

資料65 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1 ℥につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 1 mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年 6月農林省令第47号に定める方法
全シアノ	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法 (規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年 9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあっては、昭和49年 9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液 1 ℥につき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1 ℥につき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液 1 ℥につき0.01mg以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壤 1 kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては昭和50年 4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1 ℥につき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年 9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地 (田に限る。) において、土壤 1 kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 ℥につき0.02mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 ℥につき0.002mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ℥につき0.004mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℥につき0.02mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ℥につき0.04mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℥につき1mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℥につき0.006mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 ℥につき0.03mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ℥につき0.01mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	検液 1 ℥につき0.002mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 ℥につき0.006mg以下であること。	昭和49年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液 1 ℓにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 ℥につき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ℥につき0.01mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 ℥につき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふつ素	検液 1 ℥につき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほうう素	検液 1 ℥につき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほうう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

付表略